



平成 23 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 SBI ネットシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内山 昌秋
(コード番号 2355 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 前 田 真 嗣
電 話 番 号 03-5206-3081(代表)

株式会社東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 22 年 12 月 27 日提出の「改善報告書」に関し、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり東京証券取引所に提出いたしましたのでご報告いたします。

■別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成 23 年 6 月 27 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 齋藤 惇 殿

SBI ネットシステムズ株式会社
代表取締役社長 内山 昌秋

平成 22 年 12 月 27 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 18 年中間期以降平成 23 年第 2 四半期までの個別決算及び連結決算を訂正したことに伴い、平成 18 年中間期以降平成 23 年第 2 四半期までの有価証券報告書等を訂正したことに関して、貴取引所より平成 22 年 12 月 10 日に有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規程に基づく改善報告書の提出請求を受け、当該過年度有価証券報告書等の訂正に係わる改善報告書を平成 22 年 12 月 27 日に提出いたしました。

(1) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

① 発端について

当社の前身である旧株式会社シーフォーテクノロジー(以下「C4T」という。)時代の前役員らによる不適切な会計処理が行われていた可能性が平成 22 年 4 月頃に発覚し、平成 18 年 3 月期から平成 20 年 3 月期にかかるライセンス販売等にかかわる取引について疑義が生じました。

当社は早速、社内調査委員会を設置し、過去の当該 3 事業年度にわたる不適切であると疑われる取引の調査を開始しましたが、平成 20 年 6 月の定時株主総会において、C4T 時代の取締役及び監査役は三住光男前代表取締役(以下「三住氏」という。)を除き退任し、当該定時株主総会で代表取締役を退任した三住氏も平成 21 年 4 月に取締役を辞任したため、当時の業務執行及び経理の責任者が社内には存在していませんでした。

さらに、当社内のセキュリティ政策上、当時の電子メール等がほとんど消去されてしまっていたため当該 3 事業年度にわたる取引及び会計に関する調査は困難を極めました。

② 外部調査委員会の設置

当社は、社内における調査を開始したものの、調査は困難を極めたことから、事態の究明を目指すべく、外部の弁護士及び公認会計士に調査を依頼し、外部調査委員会(以下「外部調査委員会」という。)を設置することを決定いたしました。

③ 調査結果

外部調査委員会の調査の結果及び監査法人による監査を踏まえて修正を行った結果、過年度決算への影響の概要は以下の通りでした。

(単位:百万円)

		連結			単体		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
平成 18 年 3 月期	売上高	1,375	910	△ 465	1,324	859	△ 465
	営業利益	39	△ 403	△ 442	65	△ 285	△ 351
	経常利益	38	△ 404	△ 442	74	△ 306	△ 381
	当期純利益	31	△ 445	△ 477	71	△ 344	△ 416
	純資産額	1,598	1,121	△ 477	1,679	1,263	△ 416
	総資産額	5,294	4,868	△ 425	5,218	4,792	△ 426
平成 19 年 3 月期	売上高	2,183	2,063	△ 120	903	783	△ 120
	営業利益	△ 1,143	△ 1,080	63	△ 645	△ 594	51
	経常利益	△ 1,320	△ 1,257	63	△ 602	△ 600	2
	当期純利益	△ 1,995	△ 1,939	56	△ 2,091	△ 2,096	△ 4
	純資産額	△ 146	△ 566	△ 420	△ 188	△ 609	△ 420
	総資産額	3,964	3,597	△ 366	3,440	3,074	△ 366
平成 20 年 3 月期	売上高	3,082	3,082	-	977	977	-
	営業利益	△ 400	△ 356	44	△ 384	△ 339	44
	経常利益	△ 457	△ 413	44	△ 371	△ 327	44
	当期純利益	△ 1,440	△ 1,110	329	△ 1,412	△ 1,082	329
	純資産額	70	△ 20	△ 91	94	3	△ 91
	総資産額	3,895	3,801	△ 93	3,436	3,342	△ 93
平成 21 年 3 月期	売上高	6,055	6,050	△ 4	376	372	△ 4
	営業利益	42	91	48	△ 317	△ 268	48
	経常利益	47	95	48	△ 314	△ 266	48
	当期純利益	△ 327	△ 230	97	△ 404	△ 307	97
	純資産額	3,041	3,047	5	2,990	2,995	5
	総資産額	3,858	3,858	-	3,064	3,064	-
平成 22 年 3 月期	売上高	4,347	4,347	-	548	548	-
	営業利益	△ 433	△ 433	-	△ 191	△ 191	-
	経常利益	△ 497	△ 497	-	△ 188	△ 188	-
	当期純利益	△ 873	△ 873	-	△ 289	△ 289	-
	純資産額	2,173	2,178	5	2,705	2,710	5
	総資産額	3,296	3,301	5	2,945	2,950	5

※ 改善報告書提出時点における直近の影響額

		連結		
		訂正前	訂正後	影響額
平成 23 年 3 月期 (第 2 四半期)	売上高	2,313	2,313	-
	営業利益	△ 160	△ 160	-
	経常利益	△ 173	△ 173	-
	当期純利益	△ 199	△ 199	-
	純資産額	1,968	1,974	5
	総資産額	3,105	3,105	-

④ 調査の結果判明した事実関係

A) 平成 18 年 3 月期におけるライセンス販売等による売上計上について

C4T から販売代理店及び取引先複数社へのライセンス販売取引に関し、C4T は、C4T が約 99%の出資を行った CMS ファンドの資金により販売代金を回収していることが調査の結果判明いたしました。

回収した資金の流れから鑑みると、C4T によるライセンス販売取引は、C4T が自己資金による販売代金の回収を企図して行った販売取引と認められます。

また、関係者へのヒアリングによれば、C4T が販売代理店へ販売したライセンスは、最終的に第三者が取得していることが認められますが、その第三者のライセンスの取得代金の資金拠出者は C4T であります。

また、取引先複数社へのライセンス販売代金の回収についても、CMS ファンドから取引先複数社へ融資を行い、販売代金を回収しておりました。

以上のことから、ライセンスの販売取引は、複数社を介在させた資金循環取引であり、所謂「まわし取引」の変形であります。

この資金循環取引による売上の取消合計額は、395 百万円でした。

さらに、野口英光元取締役副社長兼 R&D 事業本部長(以下「野口氏」という。)が、平成 18 年 4 月 15 日に C4T の営業管理担当者に対して販売代理店宛の売上関連証憑の作成指示の電子メールを送信していることが社内調査でわかりました。当該電子メールによれば、平成 18 年 3 月末以前の日付での、見積、発注、請求書等の証憑の作成及び平成 18 年 4 月 17 日午前中に納品物を出荷するよう指示しており、当該出荷指示に基づき、営業担当者納品物を出荷しておりますが、売上計上自体はバックデイトした当該証憑をもって平成 18 年 3 月中に行われておりました。

以上のことから、販売代理店が同時に購入し、ソフトウェア資産として 18 年 3 月期に計上されていた実態のある販売取引 70 百万円についても、本来計上されるべき平成 19 年 3 月期の売上に訂正いたしました。

B) 平成 19 年 3 月期におけるソフトウェア開発の受託取引について

関係者へのヒアリングによれば、C4T が受託したソフトウェア開発については、C4T は、ソフトウェア開発を行った形跡は見当たらず、C4T が発注をしたとされる外注先から C4T に対しソフトウェア開発に関する成果物が納品されていないことが認められました。さらに、C4T が受託先から回収したソフトウェア開発の販売代金の原資は、C4T が発注をした外注先に支払った開発資金が還流したものであると考えられます。

このため、C4T のソフトウェア開発の受託取引に関する売上計上は、自己資金により売上を計上することを目的とした取引と考えられます。

以上のことから、当該取引に関する売上 190 百万円及び 180 百万円の仕入代金の取消を行うとともに、外注先から仕入れたとされるソフトウェア 100 百万円についても、ソフトウェア資産の実在性を裏付ける根拠が全く確認できなかったため、資産計上を取消いたしました。

C) 平成 20 年 3 月期における画像圧縮・伸張エンジン等の仕入代金の前払い取引について

C4T が画像圧縮・伸張エンジン等の開発委託費用の前払分と主張する開発委託先を経由した第三者への送金については、開発委託実績、成果物の納入、検収事実を証明する資料が残されておりました。

また、仕入先に対する仕入代金の前払いとしての取引の実在性に疑義を生じさせる内容の文書(振替送金依頼証書)が存在しております。

当該取引における稟議書と送金依頼内容の齟齬、関係者へのヒアリング結果を勘案した結果、開発行為の実在性に疑義があると考えられます。当該送金について、205 百万円の送金を基礎付ける取引は、開発委託業務ではなく、開発委託先を経由した第三者に対する資金送金そのものを意図した取引と解することが妥当であると考えられます。

従って、「画像圧縮伸張エンジン」の仕入取引については、実在性に疑いがあり、205 百万円を取り消いたしました。

また、送金先第三者へは、C4Tが貸付をしておりましたが、回収した貸付金の一部(20百万円)は当該取引による迂回送金による資金を原資としていたと考えられ、C4Tの貸付金の回収可能性に疑義が生じないように貸付金の回収を仮装したものと考えられます。

C4Tの送金先第三者に対する貸付金残高144百万円に対しては、平成20年3月期中間決算(平成19年9月)以降においては、平成20年3月期第3四半期(平成19年12月)に50%、平成20年3月期本決算(平成20年3月)に100%の貸倒引当金を計上していましたが、より保守的、厳格に貸倒引当金の計上額を見積もることを要する事象が確認された点を鑑み、平成20年3月期中間決算において、100%の貸倒引当金を計上することといたしました。

2. 改善措置

(1) 本件訂正が行われた背景

平成18年3月期から平成20年3月期にかけての3年間という長期にわたり、不適切な会計処理が行われましたが、その背景は概ね次のとおりであります。

① 経営成績の不振からの脱却

C4Tは、平成15年2月に東証マザーズ市場に上場しましたが、平成15年3月期は黒字化したものの、上場後2年間(平成16年3月期及び平成17年3月期)は赤字が継続し、その後、外部企業から社債引受を仰いだ(平成17年9月)直後の決算期が平成18年3月期でありました。前経営陣である三住氏及び野口氏らには、赤字継続からの脱却を目指すという点から、平成18年3月期において、事業計画必達による黒字達成という重圧がありました。

② 黒字化達成の公約

C4Tの証券アナリスト向け平成18年3月期第3四半期業績説明会資料(平成18年2月16日)によると、平成18年3月期第3四半期における第3四半期純利益が△186,749千円でしたが、「新施策の効果 ライセンス収入大幅増」、「通期での黒字化へ向けて、予定通り、着実に前進中」と発表していたことから、前経営陣である三住氏及び野口氏らには、平成18年3月期には黒字化を達成したい強い動機がありました。

③ 仮装売上げの隠匿

平成18年3月期には資金循環取引を策定することによって黒字化を達成したものの、平成19年3月期及び平成20年3月期において、前経営陣である三住氏及び野口氏らは、平成18年3月期に行った売上仮装を隠蔽するため、また、売上仮装のための資金循環を目的とし、不適切な会計処理を継続しておりました。

(2) 不適切な会計処理が行われた直接的原因

不適切な会計処理を回避できなかったことは、ひとえに不適切な会計処理が代表取締役を中心とした複数の経営管理者によるものであり、次のような経営管理体制上の問題があったためと考えられます。

① コンプライアンス意識の欠如

不適切な会計処理が3年間にわたり行われていたことは、当時の役職員のコンプライアンス意識や知識が欠如していたことにほかなりません。短期間にわずかな人数と売上げで上場を果たしたことにより、外面ばかり気にすることとなり、企業人として基本的なルールを遵守しなければ、たとえ上場企業であったとしても社会的な企業の信用を大きく失墜させるという意識が当時の役職員には大きく欠落していたと思われます。社員の意識向上を目的とし、教育制度の導入や外部研修への参加の形跡も見られますが、社員を牽引する経営陣や管理職社員のモラルが欠如していたことにより、経営陣の発する言葉は体裁を取り繕うだけのものとなり、企業風土を醸成する力は持ち合わせておらず、コンプライアンス意識の向上だけではなく企業の成長すらも妨げることになっておりました。

また企業内のリスクマネジメントが有効に機能しておらず、コンプライアンス意識を向上させるための基礎が未成熟であったこと自体も、原因の一つであったと考えます。

② 外部から招聘された協力者への依存体質

不適切な会計処理が行われていた期間においては、C4T の社内の重要なポジションである経営戦略部門の責任者にコンサルティング会社を経営する人物が外部から招聘され、その職に就いておりました。また、決算業務や開示業務については、当該コンサルティング会社に事務委託しておりました。そのため、外部から招聘された協力者の案件や進言は精査されることなく一部の経営者と経営戦略責任者である外部から招聘された人物を中心に進められることとなり、通常機能するはずの部門間の統制もまったく機能せず、上長からの指示を受け、内容もわからないまま事務処理を行う環境でありました。

③ トップ営業による売上計上の恒常化と情報の隠匿

不適切な会計処理については、全てにおいて前経営陣である三住氏及び野口氏や、外部から招聘された人物等の範囲で行われておりました。当時を知る数少ない職員の証言によると、営業の会議で一切話題に出ない売上案件が、四半期末になると突然計上されることが恒常化していたとのことです。前経営陣である三住氏及び野口氏らは、インサイダー取引にかかわる重要な情報は広く知らしめる必要はないという名目のもと、突然のように売上げが発生することが当たり前であるかのように社内に伝達し、情報を隠匿しておりました。

また不適切な会計処理が行われた当時は、紙による回覧で稟議処理が実施されておりました。そのため、担当役員が稟申した稟議を社長が決裁し、経理部長が指示された処理をするという一部の役職員だけで取引を完結でき、日付についても、バックデイトで書類を作成することが可能な状況にありました。それを利用し、会計監査上も必要最低限の証拠を揃えていたものと考えております。

④ 内部統制の未整備

不適切な会計処理は、証拠類がそろっていないにもかかわらず、稟議決裁のみで支払いが実行されているものや、メールの指示によるバックデイトでの証拠作成が横行していたようであります。当該処理は、取締役もしくは上長の指示で実行されており、不正な処理の予防に寄与する内部統制システムが機能せず、有効な形での整備がされておりました。

また現場担当者に、不適切な処理の指示が経営者や上役からあった場合、不正を通報する先が経営者宛しか存在しなかったという点も、経営者の不正を防ぐための内部統制システムが機能しないことの大きな要因でした。

⑤ ソフトウェアの資産性評価時における実態調査について

C4T から SBI ネットシステムズ株式会社へと商号変更を行い、経営管理体制を刷新した平成 21 年 3 月期末に、当社は新経営管理体制の下 C4T 当時からの製品及びソフトウェア資産の再評価を実施しております。

再評価をするにあたり、その製品やソフトウェアを調達するに至った経緯等について、当時の社内関係者からヒアリングを行ったものの、結果としてその時点で資産性の根拠が薄く一括償却することとしたソフトウェア等が今回の不適切な会計処理に含まれておりました。

今回発覚した不適切な会計処理を踏まえ、製品、ソフトウェアの再評価時において実態調査を実行したものの、社内調査においては、調査に限界があり、その時点で不正な取引であるという確証を発見するまでには至りませんでした。

⑥ 取締役会、監査役会の形骸化

当該 3 年間の取締役会議事録によると、三住氏からの議案及び取引内容の説明に対し、他の取締役や監査役から質問がなされている形跡は認められず、取引の法的妥当性及び会計処理内容等に関する質疑応答もなされておられません。このため、C4T の取締役会は形骸化しており、取締役会が本来有すべき経営監督機能が欠落していたものと思われまます。

監査役監査において出された意見についても、監査役監査議事録に若干の記載はあるものの、不明瞭な取引や会計処理に関する指摘といった類の意見はなく、また監査役会として、そういった実態の把握に努めた記録も存在していないことから、書面上の体裁を整えただけの監査役会に近いものであり、実態として形骸化しておりました。

⑦ 内部監査の機能不全

当時の内部監査については、内部監査部門は設置されていたものの実行要員は配置されず、担当役員の簡便な実査のみで内部監査調書が作成されており、その調書監査の内容も、社内統制環境の把握すらされていない、極めて的外れな単に手続きだけの監査となっておりました。

よって当然ながら、内部統制のPDCAサイクルといったものは全く機能しておらず、中身のない内部監査体制でありました。

(3) 改善報告書提出時点において検討した再発防止に向けた改善措置

平成22年12月27日に提出した改善報告書における改善措置の概要は以下の通りです。

① コンプライアンス及びリスク管理への意識改革

不適切な会計処理が生じた原因として、当時の役職員にコンプライアンス及びリスク管理への意識が欠如していたことが挙げられます。

当社では、SBIグループ(SBIホールディングス株式会社(以下、「SBIホールディングス」という。))を中心とし、その連結子会社で形成される総合金融グループへの参画により、従来のセキュリティソフトウェアのライセンスビジネスから、金融機関を顧客とするシステムインテグレーションビジネスへと転換を図ると共に、コンプライアンス及びリスク管理への取り組みとして以下の施策を施しております。

I. 体制の整備

まず当社は、平成20年10月10日の取締役会決議により、最高倫理責任者、コンプライアンス担当役員、リスク管理担当役員を選任し、コンプライアンスやリスク管理における経営責任者を明確化しております。

それに伴い、従来から存在している諸規程の改定並びに諸規程の新設(グループリスク管理規程、コンプライアンス規程、危機管理規程、外部委託管理規程)を実施し、統制環境を整備いたしました。

また平成21年3月期より、上場会社に適用されている金融商品取引法上の内部統制(J-SOX)を厳格に適用し、運用しております。

II. コンプライアンス及びリスク管理意識の向上

当社は、当社グループ(当社並びに当社の連結子会社であるSBIトレードウィンテック株式会社、株式会社SBIテクノロジー及び株式会社シーフォービジネスインテグレーションを指す。なお、事業規模が小さく影響も軽微であることにより、中国大連市所在の連結子会社1社を除きます。以下、特に記載のない場合は同様とします。)において、リスクレポートとコンプライアンス・セルフアセスメント・リストをそれぞれ年2回作成し、グループ全体の事業に関するリスクの洗い出しとコントロールについて評価・検討を実施しており、評価結果を当社親会社であるSBIホールディングスに提出するとともに、改善計画に反映させる等、コンプライアンスやリスクコントロールのPDCAサイクルを実施しております。

また、SBIホールディングスのコンプライアンス統括部門及びリスク統括部門と、当社コンプライアンス主管部門でもある内部監査室は定期的に意見交換を実施しており、当社グループ体のコンプライアンス及びリスク管理への意識の醸成に向け連携を図っております。

III. 今後の取り組み

今後の取り組みの予定としては、現在制定しているコンプライアンスプログラム等に基づき、以下のとおり、コンプライアンス・セルフアセスメントを2011年3月に実施することとしております。また合わせて、全役職員向けにコンプライアンス研修会を実施し、啓蒙活動を推進してまいります。

平成23年3月	コンプライアンス・セルフアセスメントの実施
平成23年4月	コンプライアンス研修会を開催 ※ 会社単位で順次実施

② 業務管理・運営体制の強化

当社は平成 20 年 3 月の SBI グループへの参画以降、経営管理体制の強化に努めてまいりました。その取組みについては、以下のとおりです。

平成 20 年 3 月	SBI グループに参画
平成 20 年 6 月	株主総会において経営陣を刷新し、経営体制を強化
平成 20 年 8 月	組織体系の見直しを行い、管理体制強化を目的として、「企画管理本部」を「管理部」と「経営企画部」に分離 両部の責任者を、外部スタッフから当社グループ内の経験者に転換
平成 20 年 11 月	事業本部制を廃止し、「SS 事業本部」を「営業部」、「R&D 事業本部」を「システム開発部」へと改称 両部の責任者を、当社グループ内の経験者から登用
平成 21 年 9 月	分散していた当社グループ各社のオフィスを、市ヶ谷オフィスに集約 当社グループ各社の管理部門及び営業部部門を統合し、グループ管理体制を強化
平成 21 年 12 月	「管理部」から「経理財務部」が独立して、経理部門の独立性と体制を強化

現在、各部の責任者はすべて当社グループ内から実務経験のある人材を登用しており、各部の責任者における外部コンサルティング会社からの受け入れを排除いたしました。

また管理部門(管理部・経営企画部・経理財務部・内部監査室)においては、それぞれの部の責任者が当社グループ全体を統括するとともに、機能別に部署を独立させることにより、相互牽制機能を高めております。(※別紙1、「SBI ネットシステムズ株式会社組織図」参照)

③ 売上計上案件及び予算管理体制の強化

不適切な会計処理については、一部の人物により実行されており、全体的な営業案件管理や予算実績管理の体制が機能していませんでした。

現在では、経営企画部が主管となり、営業案件管理及び予算実績管理について、営業部、経理財務部と連携して管理を行い、現状をタイムリーに把握・確認し、迅速に経営にフィードバックする体制を構築しております。

I. 週次管理プロセス

営業案件管理及び予算実績管理の業務サイクルについては以下のとおりです。

会議体名	実施日	業務サイクル
グループ 営業会議	毎週火曜日	グループ営業会議において営業部長より、当社グループ各社予実についての報告及び案件の進捗について情報共有
	～水曜日	営業部の当社グループ各社担当者が稟議書及び、見積書を元に最新の売上及び仕入状況を各社売上予想シートに更新 更新された当社グループ各社売上予想シートは、経営企画部長及び経理財務部長に提出
案件確認会議	毎週木曜日	当社グループ各社から提出されたシートを元に案件確認ミーティングを開催し、各案件の進捗及び受注状況を確認 確認された当社グループ各社売上状況をもとに、着地予想シートを更新
役員ミーティング	毎週金曜日	当社グループ各社主要取締役による役員ミーティングにおいて現状の当社グループ各社の予算進捗について報告

II. 月次管理プロセス

週次での営業案件管理及び予算実績管理サイクルによって集計された情報を、毎月開催されるグループ経営会議において情報共有しております。当該会議体の出席者は以下のとおりです。

会議体名	出席者
案件確認ミーティング	経営企画部長 経営企画部シニアマネージャー 営業部長 当社グループ各社営業事務担当者
役員ミーティング	代表取締役社長 各社主要取締役 経営企画部長
グループ営業会議	代表取締役社長 常勤監査役 営業部長 営業部員
グループ経営会議	代表取締役会長 代表取締役社長 当社グループ各社全取締役 当社監査役 経営企画部長 管理部長 経理財務部長 内部監査室長

上記の営業案件管理及び予算実績管理プロセスを、週次・月次で実施しており、特定の関係者のみが知りうる売上や費用の計上が発生することのないよう努めております。

④ 内部統制の整備

不適切な会計処理の要因として、証憑類がそろっていないにもかかわらず、稟議決裁のみで支払いが実行されていたこと等が挙げられます。これらの要因は、不正な処理の予防に寄与する内部統制システムが機能せず、有効な形で整備がされていないことに起因していましたが、現在では次の統制がすでに整備され運用をしております。

I. 稟議処理について

不適切な会計処理が行われた当時は、紙による回覧で稟議処理が実施されておりました。そのため、担当役員が稟申した稟議を社長が決裁し、経理部長が指示された処理をするという一部の役職員だけで取引を完結でき、日付についても、バックデイトで書類を作成することが可能な状況にありました。

しかしながら、体制が大きく変わった現在では、稟議処理は当社グループで電子化されております。取引先との契約や、見積書発行、プロジェクトの開始から完了まで、すべて職務権限規程に定められた決裁基準どおりに決裁経路の設定がされており、さらに稟議決裁後、確認者として経理財務部長及び常勤監査役に回覧される設定がされております。

また、稟議は自動化されたシステムで運用されていることから、日付をバックデイトした処理は不可能であり、事後申請になる場合においては、稟議書上に遅れた理由を詳細に記載することが求められるため、作為的に不正会計処理を目的とした稟議決裁を、事後的にねつ造することは困難な環境となっております。

加えて、支払等を実施する際は、経理処理申請書に担当者が捺印の上決裁された稟議と定

められた証憑を添付して経理財務部に申請を行わない限り、処理がなされない運用となっております。

II. 内部通報制度の整備

C4T 当時も内部通報制度は存在しておりましたが、不正を通報する先が経営者宛になっており、経営者による不正を防ぐことのできる仕組みにはなっていませんでした。

現在の当社の内部通報制度は、グループウェアから誰でも通報でき、宛先も、内部監査室長もしくは常勤監査役を選択できるように整備されております。(外部通報制度についてはIII.c.を参照)

III. 今後の取組みについて

当社は、平成21年3月期より上場会社に適用されている金融商品取引法上の内部統制報告制度(J-SOX)の要件を充足する統制を整備・運用しており、会計監査人からも財務報告に係る内部統制が有効である旨の監査結果に対する適正意見をいただいております。

しかしながら、企業として日々拡大し成長をしていく過程において、現状の統制で充分であるとは考えておりません。この度の不適切な会計処理の発覚を今後の糧とし、下記の事項を重点項目として当社の内部統制の改善をさらに推し進めてまいります。

a. 内部統制の実効性の確認

会社法上整備が義務付けられ、取締役会において決議されております内部統制システムや、現在運用されているJ-SOX上の内部統制が有効に機能しているかどうかについて、内部監査室を中心に各部門の部門長をメンバーとした検証委員会を組成し、今期決算時に再確認をし、有効でない部分が発見された場合は速やかに是正いたします。

b. 業務遂行過程の明確化

営業部は、会社が発行する請求書、納品書等の文書を作成する場合の業務遂行過程を文書化(業務マニュアルを整備)し、責任の所在を明確にいたします。

c. 外部通報窓口の設置

現在内部通報窓口については設置されているものの、会社ぐるみの組織的な不正に対する抑止効果は限定的であります。よって、内部監査室は、自己の処遇を気にすることなくいかなる従業員も相談や通報することのできる、外部通報窓口の設置について速やかに検討を行い、設置を進めてまいります。

d. 会計基準の遵守

経理財務部は、ソフトウェアの売上に関する会計基準を代表とする、近時頻繁に変化する会計基準を遵守すべく、経理財務部がSBIホールディングスとの連携を強化し、当社監査人との定期的な意見交換を実施いたします。

また、各部門の管理職以上の役職員に対して会計基準の勉強会を実施し、啓蒙を深めてまいります。

e. 子会社の管理

C4T 当時においては、外部だけではなく子会社への貸し付けも頻繁に行われており、子会社がその後破産するなど、子会社の業務運営をめぐる混乱が見られました。現在においては、経営企画部を中心に、子会社管理の一元化を推し進めておりますが、今後はさらに内部監査室とも連携し、予算管理統制の環境整備を推進してまいります。

⑤ ソフトウェアの実態調査について

今回の不適切な会計処理において、資金循環の一部にソフトウェアの仕入による資金の提供がなされておりました。

現体制のもと、資金循環に使われたと思われるソフトウェアについては、すべて償却済みではありますが、使用目的の不明瞭なソフトウェア資産についての償却時における実態調査については、社内の調査では限界がありました。

今回の不適切な取引における調査において、当該取引以外のソフトウェアについても外部調査委員会の調査を受け、さらに訂正監査においてアスカ監査法人からの監査も改めて受けており、不適切な取引と疑われるソフトウェア資産は現在残っておりません。

また、現在のソフトウェア資産については、その計上から償却に至るまで「経理規程」・「固定資産管理規程」に則り処理されており、今後も「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針(会計制度委員会報告第12号)」等に則し、計上根拠とその資産性について厳格な評価を実施してまいります。

⑥ 取締役会、監査役会の充実

今回の不適切な会計処理には、代表取締役をはじめとした経営幹部が深く係っており、本来取締役の職務執行を監視すべき取締役会や監査役会が形骸化していたことにより、不適切な会計処理を未然に防ぐことができませんでした。

また、取締役会に関して当時の社内資料は議事録だけが残されており、取締役会の資料については社内では確認することができませんでした。

現在の経営体制では、取締役及び監査役全員が刷新されており、取締役会については、取締役会事務局として、取締役、監査役以外に管理部長、経営企画部長、内部監査室長が出席しております。

また、資料についても議事録だけではなく、決議の際に検討の元となる資料についてもすべて保存をし、会計監査人にも提出をしております。

さらに、当社では原則として定時取締役会の開催週の月曜日にグループ経営会議及び当社単体の経営会議を開催しており、取締役会に上程される議案については、事前に検討を行い、審議を十分に尽くしたうえでの取締役会での決議を行っております。

監査役会についても、定時取締役会または、グループ経営会議終了後に開催されております。さらに監査役はグループ経営会議及び当社単体の経営会議にも出席しており、決議の内容についての理解を深めております。

さらに、常勤監査役が内部監査室と協働して社内の業務監査及び会計監査を実施しております。またこれに加え、不適切な会計処理と同様の属性(決算期末のライセンス販売や仕入等)に対する不正会計処理の監査につきましても、特に経営者の業務執行に対する監査として実施しております。

⑦ 内部監査体制の充実

当時の内部監査体制及び内部監査報告書から推察すると、簡便な実査のみが行われており、本来の機能をはたしておりませんでした。

現在においては、内部監査室は選任のスタッフ2名体制を敷いており、内部監査室長においては、ソフトウェア業界での経験を長く積み、ソフトウェアにおける会計知識から業務一般に係る法務知識まで、幅広い業務知識をもった者を登用しております。

内部監査時だけではなく、通常の業務において、会計的な観点、法務的な観点から多岐にわたり各部署と意見交換をしております。

また、他1名の内部監査スタッフにおいても、公認情報システム監査人(CISA)の資格を取得しており、当社の主力事業の金融取引システム等に対しシステム監査を実施していくにあたり必要な

知識を習得しております。

内部監査室は、取締役会において承認された内部監査計画に基づき、専門スタッフによる内部監査を子会社も含めた当社グループ(中国大連市所在の連結子会社1社を含む)に対して実施しております。

また、内部監査室長は、主要な会議には出席をし、内部監査の観点から問題点がある場合は指摘を行っております。

3. 実施・運用状況等

上記2. に記載の改善措置についての実施・運用状況は次のとおりです。なお、改善報告書ですでに改善実施済として記載されているものにつきましては、実施・運用状況の記載から省いております。

① コンプライアンス及びリスク管理への意識改革

I. コンプライアンス及びリスク管理

SBI グループで毎年制定しているコンプライアンスプログラム及びリスク管理プログラム((1年間のコンプライアンス対応及びリスク管理計画を定めたもの)に基づき、以下のとおり、コンプライアンス・セルフアセスメントとリスクアセスメントを実施いたしました。また合わせて、全役職員に対して、毎月の月初めに実施される全体朝礼において経営企画部長よりコンプライアンスの意識啓蒙に関する啓蒙活動を行っており、コンプライアンス研修も兼ねたコンプライアンステストを6月に実施しております。

平成 23 年 2 月 18 日	SBIホールディングスのコンプライアンス連絡会に内部監査室長が出席し、コンプライアンスに関する情報収集・意見交換等を実施
平成 23 年 2 月 28 日	各部が行ったリスクアセスメント(経営上のリスクの抽出・評価分析)の結果を内部監査室長がまとめてリスクレポート(リスク調査票として網羅的に抽出した経営上のリスクを、その属性ごとに41項目に分類してリスクレーティングを行い、統制前後のリスク割合をリスクマップとしてマトリクス化したもの)を作成し、社長に報告するとともに、SBIホールディングスのリスク管理統括部門にリスクレポートを提出
平成 23 年 3 月 31 日	管理部長が行ったコンプライアンス・セルフアセスメント(コンプライアンス違反を防止するため実施されている統制の状況の評価分析)の結果を内部監査室長がまとめてコンプライアンス・セルフアセスメント・リスト(コンプライアンス上のチェック項目を、各会社毎に統制前後で評価したもの)を作成し、社長に報告するとともに、SBIホールディングスのコンプライアンス統括部門にコンプライアンス・セルフアセスメント・リストを提出
平成 23 年 6 月 14 日	内部監査室長が、親会社である SBI ホールディングスが実施するコンプライアンス連絡会に出席し、平成22年度におけるコンプライアンス活動総括等、SBIグループ全体のコンプライアンス態勢の状況を把握、意見交換を実施
平成 23 年 6 月	内部監査室が当社役職員に対し、e ラーニングによるコンプライアンス研修・テスト(コンプライアンス違反事例や重要な法令に関する選択問題と解説が一体となったもの)を実施(当初は平成23年4月に実施する予定でしたが、東日本大震災の影響等により、同年6月の実施となりました。) ※全員を集めた研修会の開催は実務上困難であったため、e ラーニングによる研修を実施することといたしました。また子会社に対しても順次実施予定です。

② 内部統制の整備

I. 取組みについて

下記の事項を重点項目として当社の内部統制の改善をさらに推し進めております。

a. 内部統制の実効性の確認

取締役会(平成22年7月28日開催)で承認された内部監査計画に基づき、内部統制

が有効に機能しているかどうかについて、内部監査室を中心に検証を行っております。

その中で、統制の弱さが検出された以下の部分については主管部門長より改善回答書（統制の弱さを軽減する具体的な対応策を記載したもの）を提出させ、統制の改善を実施いたしました。また今回は臨時に、各部門長と監査役をメンバーとする検証委員会を平成23年6月10日に開催し、内部統制監査結果を基に統制状況の検討を行い、内部統制の十分な実効性があることを再確認しております。（当初は平成23年3月に検証委員会による実効性の確認を行い、4月に是正する予定でしたが、平成23年3月期の「財務報告に係る内部統制報告制度」に関する内部統制監査結果も踏まえた検討とするため、上記の時期の実施となりました。）

主管部門	弱さが検出された統制	改善状況
営業部	売上の検収基準確認プロセス	改善実施済(平成23年1月12日)
管理部	作業時間の承認プロセス	改善実施済(平成22年11月8日)
経理財務部	仕訳伝票の承認プロセス	改善実施済(平成22年11月16日)

※ 特に管理部の作業時間の承認プロセスについては、過去の不適切な取引の調査において、実態の不明瞭なプロジェクトへの作業時間の計上が見られたことから、管理部長による承認だけではなく、システム開発部長の承認をプロセスに追加しダブルチェックを実施しております。

b. 業務遂行過程の明確化

内部監査手続きを通じて識別された重要な業務（売上計上、原価計算、債権管理）の遂行過程を主管部門長が業務マニュアルとして文書化しており、平成23年2月に、責任所在の明確化と業務品質の見直し、改善を実施いたしました。また特に見積書・請求書の発行については、営業部長が確認後、押印申請書に基づき第三者的立場である管理部長が社印を捺印するといった相互牽制を確立しております。

c. 外部通報窓口の設置

自己の処遇を気にすることなくいかなる従業員も相談や通報することのできる外部通報窓口を、平成23年4月の定時取締役会において承認（コンプライアンス主管部門である内部監査室より上程）を得て、平成23年5月に当社顧問弁護士事務所内に設置すると同時に、不正に対する通報窓口であることを理解してもらえよう、内部監査室長よりグループウェア上および電子メールにて当社グループ会社全役職員に周知いたしました。（当初は平成23年1月に検討を行い、2月に設置・周知する予定でしたが、外部通報窓口委託先との折衝により、上記の時期の実施となりました。）

d. 会計基準の遵守

ソフトウェアの売上に関する会計基準を代表とする、近時頻繁に変化する会計基準を遵守すべく、平成20年3月のSBIグループ参画以降、親会社であるSBIホールディングスの経理部門との連携を強化し、重要な会計方針の統一、会計基準の変更があった際の情報共有、連結計算プロセスの標準化（当社グループ内における連結計算用ワークシートのSBIホールディングスとの共通化）、四半期決算時における情報共有と意見交換を行っております。

また、毎月定期的に経理財務部が開催しております当社グループ各社の会計業務に関わる役職員が出席するグループ経理ミーティングの場において、併せて勉強会も開催し、会計基準の理解を深めていっております。

さらに、当社会計監査人とも平成23年5月17日開催の監査役会に対する監査結果報告会に経理財務部長等が同席し、会計処理に関する意見交換を行っており、また、各四半期毎の決算前にも会計監査人と経理財務部との間で意見交換を行っております。

e. 子会社の管理

平成 22 年 6 月に関係会社管理規程を改定し、主管部署を管理部から、経営企画部に変更しております。経営企画部長は、子会社各社取締役会に事務局として出席するだけでなく、グループ経営会議(毎月1回)及び、子会社各社において開催される経営会議(毎月 1~2回)に出席し、各社の予算の進捗状況を常に把握しております。また、平成 21 年 12 月から、経営企画部は、財務経理部と連動し、資金繰りのミーティングを定期的に行い、統合的に管理する体制を構築し、運用しております。さらに平成 22 年 10 月からは、内部監査室長もグループ経営会議に出席をし、平成 23 年 1 月以降においても内部監査室との連携を強め、子会社の管理を強化しております。

4. 総括

当社では、以上のとおり改善報告書に記載した SBI ネットシステムズとして実施した体制の強化を継続してまいりました。

各改善措置の実施・運用状況については、大部分は、SBI グループ参画以降に既に運用がなされており、体制も大きく変革していることから、過年度決算修正に至った原因は除去しているものと認識しております。

また改善報告書提出後においても、業務遂行過程のマニュアル化や、コンプライアンス態勢とリスク管理態勢の評価分析、コンプライアンス研修・テストの実施、外部通報窓口の設置等、改善報告書に基づく改善を実施しており、再発防止に向けて一層の充実ができたものと認識しております。

今後も、現在の体制を継続的に維持し、環境変化などによる見直しが必要となった場合には適宜見直しを行い、強化をしてまいります。

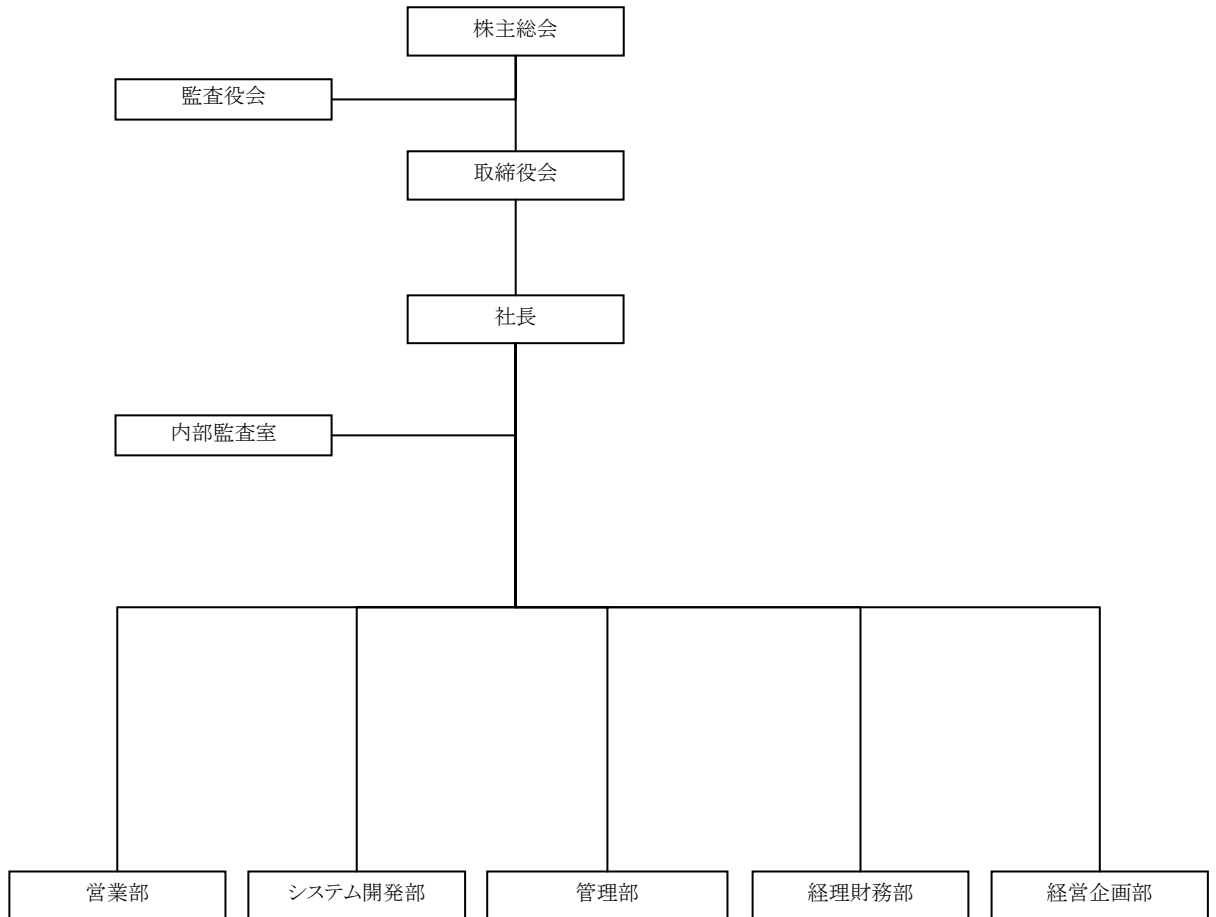
当社は、上場企業として、ご支援いただいている株主様や金融機関を中心とした当社顧客のご期待に応えるべく、適時適切な情報開示を行い、鋭意努力してまいり所存であります。

以上

(別紙1)

SBI ネットシステムズ組織図

(平成 23 年 5 月 31 日現在)



(別紙2)

改善措置実施のスケジュール

改善措置項目	平成 23 年						
	対応	1月	2月	3月	4月	5月	6月
① コンプライアンス及びリスク管理への意識改革	○						
(ア) 体制の整備	○						
(イ) リスク管理意識の向上	○		リスク レポート 作成				
(ウ) コンプライアンス意識の向上	○			セルフ アッセ メントの 実施			
(エ) 今後の取組み	○						研修の 実施
② 業務管理・運営体制の強化	○						
③ 売上計上案件及び予実管理体制の強化	○						
④ 内部統制の整備							
(ア) 稟議申請の整備	○						
(イ) 内部通報制度の整備	○	内部通報制度の存在の啓蒙→					
(ウ) 今後の取組み	○						
I. 内部統制の実効性の確認	○						確認
II. 業務遂行過程の再確認	○		見直し 明確化				
III. 外部通報窓口の設置	○	設置検 討				設置・ 啓蒙	
IV. 会計基準の遵守	○	勉強会 の開催					監査人 との意 見交換
V. 子会社の管理	○	内部監 査室と 検討	管理体制強化・運用→				
⑤ ソフトウェアの実態調査について	○			調査			
⑥ 取締役会、監査役会の充実	○						
⑦ 内部監査の実施	○		当社グループ 内部監査				